

会 議 録	
会議名	令和5年度丸亀市福祉推進委員会（第3回丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会）
開催日時	令和5年12月14日（木） 15時23分～16時05分
開催場所	丸亀市役所4階 特別会議室
出席者	<p>出席委員 糸川恭一、香川智子、北川裕美子、木下眞一、古賀亮次、進和彦、武田龍広、原岡瑞穂、藤田登茂子、宮武博之、森佳司（五十音順） 11名</p> <p>欠席委員 大坪淳子、金丸喜恵、森本雄次、山田智子、吉田ゆかり（五十音順） 5名</p> <p>事務局 健康福祉部長 奥村登士美、福祉課長 近藤武司、福祉課副課長 十河久美子、福祉課障がい福祉担当長 森玲子、福祉課主任 安藤佑一郎</p>
次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事 <ul style="list-style-type: none"> ・丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画について 4 その他 5 閉会
傍聴者	なし
発言者	議事の概要及び発言の要旨
十河副課長	<p>只今から、令和5年度丸亀市福祉推進委員会（第3回丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定委員会）を開会いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、丸亀市健康福祉部長奥村より御挨拶申し上げます。</p>
奥村部長	<p>【部長挨拶】</p>
十河副課長	<p>ここで、本日の会議は委員16名のうち11名と半数以上の委員に出席いただいておりますので、丸亀市附属機関設置条例により、本会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。また、本会議は公開といたします。会議録につきましては、会議の概要を記録し、市のホームページにて公表いたします。</p> <p>これより議事に入らせていただきます。議事進行につきましては、丸亀市附属機関設置条例第7条の規定に、附属機関の会議は、会長が議長となると</p>

<p>北川会長</p>	<p>ありますので、会長に議長として進めていただきます。それでは北川会長、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではこれより議長として会議を進めさせていただきます。円滑な進行に努めさせていただきますので委員の皆様には御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>次第3「丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画策定について」を議題とします。まず「資料1丸亀市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画（案）」について事務局より説明を求めます。質疑につきましては説明が終わった後お受けしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
<p>十河副課長</p>	<p>それでは、計画案について御説明いたします。最初に、前回の計画案からの修正箇所について御説明いたします。「資料1」と「資料2前回からの修正箇所一覧」をあわせて御覧ください。</p> <p>ではまず、2ページ目をお開きください。それでは、資料1の2ページ目をお開きください。(1) 法的根拠の段のところで一番最後の、3段落目、「本計画は、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を一体として策定しています」という文が以前は一番頭にきておりましたのをこの最後に持ってきております。</p> <p>次6ページ目を御覧ください。(1) 障害者手帳所持者についてのページですが、こちらの本文中の2行目、「手帳別の所持者割合は」、このところに、「5年間の平均では」を挿入いたしまして、その5年間の平均の数字として、身体障害者手帳所持者が72%、療育手帳所持者が約15%、精神障害者保健福祉手帳所持者が約13%というふうに5年間の平均の数値で修正をしております。</p> <p>続きまして11ページ目を御覧ください。ここからはアンケート調査の結果になりますが、一番下の、グラフの見方の見出しがあるところの一番下のポツ。「文頭に■がついているものは、調査設問文となっています。」この説明文を追記しております。</p> <p>14ページを御覧ください。③住まいや暮らしについてというアンケートのページですが■の設問の下に分析が入っているところがあります。その一番下、手帳別にみると、すべての種別で「一般の住宅」が最も高くなっています。同じく15ページこちらのほうも分析のところ「手帳別にみると、すべての種別で「一般の住宅」が最も高くなっています」という手帳別の分析を追加しております。</p> <p>32ページ目を御覧ください。こちらは成果目標のページになります。成果</p>

目標のうち「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」という項目についてのページです。中段のところに、「第 2 期計画のその他の活動指標の評価・検証」という部分を前回から追加しております。これは前回の委員会で口頭で説明したものをこちらに記載するようにしたものです。この活動指標につきましては、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム、プログラム等の受講者数と、ピアサポート活動への参加人数ということで、3 年度、4 年度の実績を記載し、その下側の○のところでこれまでの対応状況とこれからの対応のことを追加というか、記載しております。

35 ページをお開きください。35 ページの「(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築」の成果目標の部分になります。こちらはですね、第 6 期計画の評価・検証の表がありまして、その下にその説明をしておりましたが、事業所の数が全部で今 9 ヶ所ありまして、その 9 ヶ所に 2 年間かけて監査に行っておりますのが、ちょっと、4 年度の実績 6 ヶ所とあって、全て行っているというのが見つらいようなことになっていましたので、「2 か年で 9 箇所の全事業所へ実施しています」というふうに記載を改めております。

38 ページを御覧ください。38 ページ、日中活動系サービスの実績と見込み量の記載のページとなります。下側の表の、実績と見込みの表のうち、上から 4 行目、4 つ目の「就労選択支援」というところを御覧ください。こちらのサービスは令和 7 年度から新しく始まるサービスですので、前回までの記載は 6 年度に 0 が入っていたり、ちょっと数字が入っていたりしたんですが、6 年度は 7 年度からのサービス開始ですので、6 年度は斜線にしまして、7 年度 8 年度につきましては、ちょっと今の時点でどんなサービスかというのがよく分からないところがございますので、「利用ニーズの把握に努め、今後のサービス実施を検討します」というような表記に改めました。

続きまして 45 ページを御覧ください。こちらは地域生活支援事業の見込み量のページです。「(2) 自発的活動支援事業」の実績と見込みの表のところを御覧ください。こちらの表の見込み量のところを、6、7、8 年度それぞれ 2 事業ずつするという数値を記載するようにいたしました。

46 ページをお開きください。上側の「見込み量確保のための方策」の欄ですが、こちらの 4 段落目、「なお、障がい者の住居入居に関する支援については、現在の支援体制の中で、不動産業者への同行等の入居手続きに関する支援や、関係機関によるサポート体制の調整など、相談支援事業所を中心に行います。」こちらも前回の委員会で、口頭で入居確保事業のことについて説明したものをこちらに記載するようにしております。

それから同じ 46 ページの下側「(4) 成年後見制度利用支援事業」の見込み量確保のための方策、いちばん下の欄を御覧ください。最後の 2 段目です。「な

	<p>お、成年後見制度における法人後見を実施する団体に対する支援については、引き続き、現在事業を行っている高齢者分野と連携を図っていきます。」こちららも先ほどの箇所と同じように、前回の委員会で口頭で説明したものを記載するようにしたものです。</p> <p>続いて 53 ページをお開きください。53 ページの下側、「イ地域生活支援促進事業」の「(1)、障害者虐待防止対策支援事業」のところ、実績と見込みの表で、実績値、令和 4 年度の実績値が間違っておりましたので、令和 4 年度 5、5 件というのが正解の数字ですので修正しております。</p> <p>56 ページを御覧ください。こちら計画策定経過のページです。今後、こちららに追加して仕上げていくことにしております。以上です。前回計画案からの修正箇所については以上です。</p> <p>安藤主任</p> <p>続きますして、前回の策定委員会で御意見をいただきました障害福祉サービスの実績と見込み量について御説明いたします。福祉課障がい福祉担当の安藤です。よろしく願いいたします。資料 1「計画案」の 38 ページ、日中活動系サービスのページと資料 3、A4 の「令和 5 年 11 月 30 日策定委員会説明分」という資料を御準備いただけたらと思います。</p> <p>それでは、資料 3 を見ていただけたらと思うんですけども、資料 3 の下の段にあります実績と見込みの表を御覧ください。この表のいちばん上に書いてあります「生活介護」の月当たりの延べ利用日数が、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて減少。令和 6 年度においてさらに減少していくような見込み量であったこと、また同じ表の中の上から 6 段目の「就労継続支援 A 型」及びその下の段の「就労継続支援 B 型」において、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて、月当たりの利用実人数の増加量が著しく、令和 6 年度以降においてそれを反映した見込み量であったことで、これらについて理由とかがあるのか、という御指摘があったかのように思います。このことについて再度こちらで確認を行いました。令和 5 年度の実績と見込み値について、直近の令和 5 年 10 月サービス利用実績を含めて再度推計値を集計し直しましたところ、「生活介護」、「就労継続支援 A 型」「就労継続支援 B 型」において、本日の資料 1 の 38 ページの数値へ修正となりまして、令和 5 年度においては例年並みの実績の見込みとなりました。それに伴って、令和 6 年度以降においても例年並みの増加量で推移していくことと思われます。私からの説明は以上です。</p> <p>北川会長</p> <p>ありがとうございました。以上で事務局からの説明は終わりました。御質問、御意見ありましたら挙手をお願いいたします。</p>
--	---

糸川委員	はい。
北川会長	はい。お願いいたします。
糸川委員	<p>46 ページで「障がい者の住居入居に関する支援については、現在の支援体制の中で、不動産業者への同行等の入居手続きに関する支援や関係機関によるサポート体制の調整など、相談支援事業を中心に行っています」ということなんですけど、具体的に独居での障がい者がアパートを借りようとしたときに、一部事例が出たんですけど、預金が 300 万以上ないと入れないと、断られるという事例が出たんで。この事業自体も障がい者自体に十分周知徹底できていないという部分で、福祉便覧とかに、ちょっと載せてもろたら。毎年こう、分かるんで。そういう部分でもお願いしたいんですけど。300 万もね、独居で身寄りがない、みてくれる人がおらんという人が、預金がある人はええけどない人もかなり多いんで。どうしても障がい者の場合、低賃金ですつと働いてきとる方が多いんで。そういったときに、あれですね、アパートを借りようとしたときに、どうしてもはじかれるというふうになつとんで。その体制いうんか支援はどうなるんかなと思ってちょっとお聞きしました。</p>
十河副課長	<p>貴重な御意見ありがとうございます。障がいのある方がアパート、一般の住宅を探そうとして、預金が 300 万以上なかったらいかんという事例があったというふうなお話なんですけど。</p>
糸川委員	保証人がおらんかったら 300 万なかったら駄目やいう。
十河副課長	すみません。それが、ちょっとそういう不動産業界のスタンダードなんかどうかも、すみません、ちょっと今分からないんですけど。
糸川委員	<p>それはね、保証会社があるでしょ。保証人がおらんきん。その保証会社自体が多分そういう条件出してくるんで。それはどこの不動産屋行っても同じやないんかなと思うんで。この件については、不動産業界のあれや思うんですけどね。結局保証会社が 300 万以上預金を持ってなかったら。やけん、保証会社自体がサインしてくれんから、結局入居できないという事例が出ています。</p>
十河副課長	<p>ここに記載しておりますことは、その、希望のある、一人で一般の住宅に住みたいという希望のある方に対して、相談支援事業所が、現在の体制の中で、できる支援をして、不動産屋さんに行きするですとか、そういう支援は</p>

	<p>現在の体制の中で相談支援事業所さんを中心に支援をやっていきますということの記載なんです、そのことと実際そういう事案があつて、難しいという事案があるというお話なんです、ちょっとそこところは、私たちのほうで今ちょっと確認が取れないんですけども、いずれにしましても、もしかそういうことであれば、他の方法を今度はそこに対しての対応をするのか、他の方法を考えるのかっていうことで、どちらにしましても、その方の支援については相談支援事業所を中心として、やっていきますというところです。</p>
<p>糸川委員</p>	<p>例えば、市役所が保証人になってくれるとか、そういうことがあればいいんやけど、そういうこともできないでしょうから。もうちょっと行政として、不動産業者にその 300 万のハードルを下げてもらえるように。現実、アパートが借りられずいつまでも長期入院しとる方がおるんです。やけん、どっか帰りと一ても帰れない。</p>
<p>原岡委員</p>	<p>すみません。相談支援事業所野の花で相談員をします原岡です。お世話になってます。野の花のほうは、身体障がい者のほうを主に、対象に相談にのっているんで、身体の方は割とお一人暮らしというよりは施設入所であったり、グループホームだったりっていう世話人さんのいらっしゃることを望まれるいう方が多いので、なかなか一人で暮らすためのアパートなりを探すっていうのは少ないですけども、過去にお一人で暮らしたい。ちょっと視覚障害で。全然見えない訳ではないんですけど、そういう方がアパートを探したいっていうことで、一緒に不動産会社を回ったことはあるんですが、その時はその方も御家族がおいでたということで保証人になっていただけました。保証人がないっていう場合は、保証人が要らない物件を探すであるとか、あとは、その辺りちょっと詳しくはないんですけども、見つかるまで寄り添って一緒に探していくつもりでいつも取り組んではおります。</p> <p>ちょっと今日欠席なんですけど、精神とか知的の相談支援事業所のほうが、そういう事例はお持ちかなと思うんですけども、生憎今日はちょっと欠席なので、その辺り私の方では詳しく、ちょっと御説明できないので。すみません。</p>
<p>進副会長</p>	<p>今、野の花さんから説明があつたとおりで、なかなかこの、ここに書かれておりますものをどのようなかたちとするかというのは、糸川さん、どこまでの回答が得られたら。</p>
<p>糸川委員</p>	<p>だから現状の制度ではどうこうならんいうことでしょ。</p>

進副会長	そう。そういうことやね、今お聞きしておりますと。
糸川委員	はっきり言うたら。
進副会長	はい。
糸川委員	ここに書いとるきんな。どの辺りまで支援してくれるんかと思って。 私も内部疾患で、ずっと病院通いをしておるんですけど、そういう方が現実おって、アパート借りて退院したいけど、もう病院におる必要ないけど、帰るに帰れんいう人がおる。帰る所がないんです。保証会社に頼むとしたら、結局保証会社のほうが、その 300 万の預金口座のコピー付けてくれたら、保証会社が保証してくれる。お手上げです。私もいろいろ動いてあげたんやけど駄目やった。
藤田委員	それは個人のお家借りるんでなく団地。
糸川委員	アパートです。
藤田委員	アパートいうて。
糸川委員	保証会社何軒かもうたんやけど。
藤田委員	丸亀市の団地はどうですか。一人もええようになってますけどね。
糸川委員	団地もほやきん、募集はしたけども当たってないのが現状で。
藤田委員	それはまあ、徐々に、当たるあれがありますよ。
糸川委員	もう毎回申し込みよるけど、毎回外れよるきん。いつになっても退院ができない。当たらなければ無理です。
藤田委員	それもあれでしょうけどね。けど、富士見団地とかそういうの。どこか知りませんけどね。富士見団地は空いているとか今みてますけどね。
進副会長	市営住宅。
藤田委員	市営住宅いうか、丸亀市の。

進副会長	もし、可能だったら。
藤田委員	そんな 300 万もね。そういうの無いと思いますから。団地も部屋も広いしね。いいですよ。
糸川委員	一人であれするいうたらなかなか無いんよね。部屋自体が。丸亀市自体がね。
藤田委員	いや団地はありますよ。丸亀市の、あれですから。一人部屋に入ってる人たくさんいますよ。
糸川委員	それが空かなくてなかなか当たらない。
近藤課長	すみません、失礼します。福祉課の近藤ですけれども。ただ今お話されている内容のところにつきましては、計画書上は市のほうで用意しているメニューで相談支援というところなんです。そこについては、支援はさせていただくということ。制度があるものを文書化して記載させていただいております。実際、どの不動産屋さんでもそうではないんでしょうけど。やっぱりその保証金みたいなものが必要やというところも、確かにあるんだろうとは思いますが、先ほど話があったようにそういったものが不要なところを、今度は探していくとかいうふうなことはしていかなければいけないと思うんですが、それを、いるからいうて、それを福祉のほうで、金銭的なその保証金のところの支援ができるかどうかとか、市が保証人になれるとか。
糸川委員	そういうことしてくれ言よんじゃない。
近藤課長	そこまでできないんで、この計画書上は制度があるところをきちんと説明して。それに乗られるところは実施してまいりますということを記載させていただいておりますので、そういう理解でいただければと思いますが、いかがでしょうか。
糸川委員	分かりました。
近藤課長	よろしくお願いします。
北川会長	居住支援法人っていうのができてますよね。そういったところで私も証書

	<p>人とかで行っているの。刑務所とかを出た人って、なかなか受け入れられにくっていうところで。それを提携してるところが多分あるかなと思います。はい、ありがとうございました。</p> <p>すみません、その他、質問とかございますでしょうか。</p> <p>では、私から良いでしょうか。</p> <p>38 ページの就労選択支援のところ、令和7年度からこれ始まるっていうことですね。そのことが少しちょっと書かれていると、なぜ令和7年度のところに書き込まれているのかってところが分かるのかなと思います。令和7年度より開始みたいな感じで一言あるといいのかなと思いました。</p> <p>あと御質問等ございますでしょうか。はい、お願いします。</p>
古賀委員	<p>公募委員の古賀です。グループホームとかですね、日中活動系サービスのところで、38、9の辺りなんですけれども、見込みの確保のための方策として書いていただけてますけれども、受け入れる施設側としては、今回報酬改定もありますし、その報酬改定の内容によってはですね、やっぱり加算があれば、その加算に向けて人の配置を考える、そういうことも行っていくようになっていっていると思うんですよね、制度上。なので市としても、そういう報酬改定の情報を見ながらですね、市も支援をしているよっていうような、そういう文言があると、事業所にとってもわかりやすく、市も支援をしてくれるんだろうなと思えるのかなと思います。以上です。</p>
安藤主任	<p>すみません、福祉課の安藤ですけれども。古賀委員さんすみません、教えていただきたいんですけれども。今のは、すみません、見込み量確保のための方策のところ、例えばですけれども「国の報酬改定の動向も踏まえながら、今後も市内や近隣市町を含めた圏域内でのサービス確保に努めます」みたいな文言があれば、そういう法改正というかそんなも意識しながら市も考えよんだよというのが伝わるんじゃないか、という御意見で良かったでしょうか。</p>
古賀委員	<p>はい。そのとおりです。ありがとうございます。</p>
北川委員	<p>その他御質問等ありますでしょうか。</p>
安藤主任	<p>そしたらすみません。先ほどの、古賀委員さんの御意見の、見込みの方策のところ、一行追加したいというふうに思います。ありがとうございます。</p>
北川会長	<p>今回これで了承が得られたらパブリックコメントを実施するっていうところ</p>

	<p>ろですけれども。もう少しちょっと事務局に言っておきたいとか。大丈夫ですかね、はい。</p> <p>そうしましたら、事務局の方から御説明がありました「丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画（案）」につきまして、本会です承りたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
古賀委員	<p>異議なし。</p>
北川会長	<p>はい、ありがとうございます。特に御意見もないようですので、本件につきましては了承いたします。</p> <p>今後、本計画案をもって、パブリックコメントを実施し、次回の策定委員会は、パブリックコメント終了後、最終案を確認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、丸亀市第 7 期障がい福祉計画及び第 3 期障がい児福祉計画に係る審議を終了いたします。円滑な御審議に御協力いただきましてありがとうございます。皆様、お疲れさまでした。</p>
十河副課長	<p>北川会長ありがとうございました。</p> <p>会長からの御説明にもありましたが、御了承いただきましたので、本計画案をもって、1月10日から2月8日までパブリックコメントを実施いたします。</p> <p>また、次回の策定委員会は、パブリックコメント実施後の2月15日、木曜日14時から開催させていただきたいのですが、皆様いかがでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。それでは、次回委員会は2月15日、木曜日14時から、場所は市役所4階の災害対策本部会議室で開催いたします。事務局からパブリックコメントの結果を報告いたしまして、本計画の最終案について御確認いただきます。それで計画の作成が完了することとなります。</p> <p>また、御案内を差し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日御審議いただきました内容については、会議録を作成し、市のホームページにおいて公表することとなります。</p> <p>それでは、本日の会議はこれで終了いたします。長時間に渡る御審議ありがとうございました。皆様、お疲れさまでした。</p> <p style="text-align: right;">終了</p>